

令和元年11月玉村町教育委員会定例会議事録

日 時 令和元年11月22日(金) 午後3時00分～午後4時00分

場 所 嚮義堂(玉村町大字樋越内)

- 日 程
- 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 会期の決定について
 - 第3 前回議事録の承認について
 - 第4 行事日程について
 - 第5 教育長報告
報告第15号 玉村町文化財調査委員会の開催結果について

 - 第6 議事
 - 議案第30号 令和元年玉村町議会第4回定例会提出予定議案
(教育委員会関係補正予算)について

 - 議案第31号 玉村町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する
ガイドラインの制定について

 - 議案第32号 玉村町社会体育館防犯カメラ設置設置管理要綱の制定について

 - 議案第33号 玉村町伝統文化保存継承功労者表彰について

 - 第7 その他
 - 1) 報告
 - ・台風19号における避難状況について
 - ・児童生徒に寄り添う指導の徹底について
 - 2) その他

出席者 (教育委員)

教 育 長	角 田 博 之
教育長職務代理者	齋 藤 玲 子
教 育 委 員	田 中 美 鶴
教 育 委 員	田 村 恭 一
教 育 委 員	須 永 智

(事務局)

学 校 教 育 課 長	高 橋 幸 伸
生 涯 学 習 課 長	宇 津 木 雅 彦

(報告第15号・議案第33号のみ説明のため出席)

生 涯 学 習 課 文 化 財 係 長	中 島 直 樹
---------------------	---------

(学校教育課職員)

書 記	重 田 勢 津 子
-----	-----------

教育長（角田博之）

こんにちは。

市町村教育委員会連絡協議会の研修では大変お世話におなりました。午後に別の会議がありましたので午前中で失礼しましたが、午前中は、理事会、定期代議員会がありました。連絡協議会の事務局が太田市になりまして、会長に太田市の金田教育長職務代理者が選任されまして、副会長にはこちらにいらっしゃいます齋藤玲子教育長職務代理者が選任され、就任されましたのでご報告いたします。私も再任で監事となります。よろしく願いいたします。先日の藤岡特別支援学校の視察、本日の芝根小学校の道徳の授業の参観、その後の嚮義堂の視察、来月には上陽小学校の ICT 授業の視察、今までも臨海学校、運動会、体育祭、合唱祭と学校等に足を運んでいただいているわけですが、教育改革とか求められる教育施策のヒントは現場にあると私は思っています。教育委員会としても、可能な限り現場に行き、見て、知ってというふうにしていきたいと思っています。こういうところに視察に行きたいというのがありましたら、遠慮なくおっしゃってください。計画でできればいいと思っています。

本日の視察のこの嚮義堂につきましても、この後に担当から報告がありますが、私の方から文化財調査委員会に諮問をさせていただいています。この建物も設立されてから200年以上経っています。ここでの教育は農閑期、冬至の頃から3月頃までの真冬の寒い時期の朝に、子供たちや庶民の方が勉学に励んでいた場所だと改めて思いました。そういう方たちに思いを馳せながら定例会を始めさせていただきます。

日程第1 議事録署名委員の指名について

教育長（角田博之）

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について、本日の議事録署名委員に須永委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定について

教育長（角田博之）

日程第2 会期の決定について、本日の会議の会期は、本日1日限りといたします。よろしく願いいたします。

日程第3 前回議事録の承認について

教育長（角田博之）

日程第3 前回議事録の承認について、既にお目通しいただいているかと思います。何かございましたらお願いいたします。

全委員

異議なし

教育長（角田博之）

ご異議ございませんので、承認とさせていただきます。ありがとうございました。

日程第4 行事日程について

教育長（角田博之）

続きまして、日程第4 行事日程について、両課長からお願いいたします。

学校教育課長（高橋幸伸）

令和元年12月行事予定表に基づき報告

生涯学習課長（宇津木雅彦）

令和元年12月行事予定表に基づき報告

教育長（角田博之）

行事日程について、確認や質問等があればお願いします。

教育長職務代理人（齋藤玲子）

今回の行事には直接関係ないですが、玉村町の成人式については、予定にある社会教育委員会で決まるのですか。

生涯学習課長（宇津木雅彦）

前回の社会教育委員会で成人式のことにつきましては検討しまして教育委員会定例会で報告をさせていただきました。その後は進展はありません。二十歳で式をやった方がいいのではないかという意見は出ていました。

教育長職務代理人（齋藤玲子）

だいぶ他の市町村のことが新聞に掲載されていて発表されています。

生涯学習課長（宇津木雅彦）

高崎市が二十歳でやるという記事が載っていましたし、前橋市教育委員会も二十歳でやると決定したようです。まわりの市町村は、「二十歳の集い」ということで実施するようです。これらも加味し、町として決定していきたいと思っています。太田市が今アンケートをとっています。参考にしたいと考えています。最終的には教育委員会に諮り、皆様のご意見をお聞きし、決定したいと思います。

日程第5 教育長報告

報告第15号 玉村町文化財調査委員会の開催結果について

教育長（角田博之）

報告第15号「玉村町文化財調査委員会の開催結果について」お願いいたします。

生涯学習課長（宇津木雅彦）

提案説明に基づき報告

本日は担当の係長の中島がおりますのでご説明させていただきます。

文化財係長（中島直樹）

文化財係の中島がご説明申し上げます。よろしくお願ひいたします。

3点についてご審議していただきました。

1点目はこの嚮義堂についてですが、この嚮義堂が町の重要文化財として指定するのにふさわしいかどうかについてご審議していただきました。結論から申し上げますと、重要文化財に値するという結論を先生方からいただいています。ただし、内容についてですが、この建物が江戸時代後期の文化年間、今から200年前に造られたのですが、建物自体は2代目になります。推定でいうと110年前、明治時代に建てられたものです。それでも郷学の精神を受け継ぐものですので、重要文化財の価値は十分あるということです。この重要文化財を構成するものとして、そちらに石碑がございます。文化年間の嚮義堂の設立を物語るものです。表には、「お坊さん以外は道端の通行人であっても学びたい人はどうぞお入りください」と書いてあります。当時の朱子学に基づいた学校ということもありますので、お坊さん以外はどうぞということ。設立に関係した人の名前も刻まれています。そしてもうひとつ、町に寄贈していただいた『学堂発起帳』という当時の学校設立の記録類9点が一冊の帳面にまとまっております。その二つを指定文化財と同等で「附指定」という名称になります。嚮義堂が重要文化財、それと同等の「附指定」ということで、『石碑』と『学堂発起帳』の古文書を重要文化財として指定したらどうかということです。今後、調査書としてまとめ、1月の教育委員会を目標に文化財調査委員長の名前で「指定調査書」という形で提出する予定であります。

2点目は今後の文化財指定についてご審議していただきました。古文書類、仏像等を指定したらどうかということでご検討していただきました。

3点目ですが、郷土芸能の伝統文化保存継承功労者表彰について、地元の南玉の横樽音頭保存会から、南玉にお住まいの原千代子さんを推薦したいということでお話がありました。この方は55年間にわたり横樽音頭の踊り手の中心になってきた方です。後進の指導にもあたりまして、文化財調査委員会に諮りましたところ、表彰に値するということになりました。

以上3点をご報告させていただきました。よろしくお願ひいたします。

教育長（角田博之）

文化財調査委員会の報告がありました。委員の皆さんから何かご意見等ございますか。

全委員

特になし

日程第6 議事

議案第30号 令和元年玉村町議会第4回定例会提出予定議案（教育委員会関係補正予算） について

教育長（角田博之）

それでは、議事に入ります前に、議事の公開の是非についてお諮りいたします。

議案第30号「令和元年玉村町議会第4回定例会提出予定議案（教育委員会関係補正予算）について」につきましては、町議会提出予定議案に関わることから、議事を非公開とすることが適当であると思われま。

したがいまして、議案第30号につきましては、議事を非公開とすることにご異議ありませんか。

全委員

異議なし

教育長（角田博之）

異議のないものと認めます。

よって、議案第30号につきましては、非公開といたします。

非公開で審議

教育長（角田博之）

それでは、非公開による審議を終了といたします。

議案第31号 玉村町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関するガイドラインの制定について

教育長（角田博之）

議案第31号「玉村町立学校に教育職員の勤務時間の上限に関するガイドラインの制定について」
お願いいたします。

学校教育課長（高橋幸伸）

議案に基づき提案説明

経緯をお話しますと、平成30年7月に働き方改革法ができて、具体的には残業時間の上限や年休取得義務、正規と非正規の待遇を同じにするという法律です。民間については、今年度から施行しています。教員についても法が適用となりまして、いわゆる中教審といいまして、文部科学大臣が諮問を受ける機関ですが、そこでガイドラインを策定し勤務時間の適正化を図るようという答申がなされています。平成30年1月25日に国のガイドラインが出され、教育委員会もガイドラインをしっかりと定めるよう明記されていて、それを受けて先ず県のガイドラインが示されました。それに基づいて市町村も年内を目途に制定するようというので策定しました。具体的な内容ですが、いわゆる勤務時間の上限が定められています。1ヶ月の上限は45時間を超えないようにする、1年間で360時間を超えないようにするというのがガイドラインの目安です。学校にもいろいろなことがあるわけですが、特別な事情がある場合、超えたとしても45時間を超える月は1年間に6月までとしてくださいということです。時間外勤務が連続して複数月で超えてしまう場合も、平均して80時間を超えないようにしてくださいということです。そのために、教育委員会や学校はこの趣旨に基づいて取り組んでくださいということです。努力をしましょうということです。来年度から施行するというので考えております。

教育長（角田博之）

昨年度は、部活動に関するガイドラインを定めております。週2日休みとか、土日のどちらか休みとかそれに則って部活動をしています。徐々に部活動に関わる先生方の勤務の残業時間は減ってきておりますが、まだまだであると思っております。

このガイドラインにつきましては、1月～3月までは周知期間で、4月1日施行です。校長会にも提出しています。これでいかがでしょうか。

全委員

異議なし

教育長（角田博之）

ご異議ございませんので、議案第31号「玉村町立学校に教育職員の勤務時間の上限に関するガイドラインの制定について」承認いたします。

議案第32号 玉村町社会体育館防犯カメラ設置管理要綱の制定について

教育長（角田博之）

議案第32号「玉村町社会体育館防犯カメラ設置管理要綱の制定について」お願いいたします。

生涯学習課長（宇津木雅彦）

議案に基づき提案説明

本来、個人情報保護の観点から、管理について、ルールがない状況では撮影される利用者も不安があると思います。記録された映像の管理の基準をしっかりと定めることで、利用者の理解を得られるよう定めます。これについては、道路や役場庁舎の防犯カメラの基準とほぼ一緒です。一緒に定めるという案もありましたが、施設毎となりました。文化センターにも防犯カメラがありますが、要綱を定めていませんので今策定中です。案ができましたら、また教育委員会に諮りたいと思いますのでよろしくをお願いします。

教育長（角田博之）

社会体育館の防犯カメラの要綱について、いかがでしょうか。

教育委員（田村恭一）

カメラの金額はどのくらいですか。

生涯学習課長（宇津木雅彦）

社会体育館については、夜間には警備委託をしています。1名勤務のため、防犯カメラは警備会社の委託料の中で人件費とあわせて支払っています。メンテナンス等にはかかりません。

教育長（角田博之）

他に何かご質問等はございますか。

全委員

異議なし

教育長（角田博之）

ご異議ございませんので、議案第32号「玉村町社会体育館防犯カメラ設置管理要綱の制定について」承認とさせていただきます。

議案第33号 玉村町伝統文化保存継承功労者表彰について

教育長（角田博之）

議案第33号「玉村町伝統文化保存継承功労者表彰について」お願いいたします。

生涯学習課長（宇津木雅彦）

議案に基づき提案説明

詳細につきまして、文化財係長の中島からご説明をさせていただきます。

生涯学習課文化財係長（中島直樹）

選考資料の中に趣旨があります。玉村町教育委員会表彰規程に基づくものです。玉村町の伝統文化を受け継ぎ、次の世代に引き継ぐために長年尽力された個人を教育委員会が表彰するものであります。

表彰の基準ですが、「表彰規程に関する内規」がありまして、「指定無形民俗文化財の保存継承に20年以上にわたり尽力され、特記すべき功績のあった50歳以上の方」が対象となります。

手続きとしまして、保存会等から推薦された候補者について文化財調査委員会で審議選考し、該当するかどうか教育委員会で決定するということとなります。

表彰につきましては、賞状と記念品を贈呈しまして、1月に開催される賀詞交歓会にて表彰予定です。過去の該当者の一覧があります。平成29年度を最後に30年度は該当者はなしです。令和元年度の表彰候補者として、横樽音頭保存会から推薦された原千代子氏は、55年余りも横樽音頭の保存継承に関わり、現在に至るまで踊りの中心となって活動されてきました。特に踊りの指導者として後進の指導にあたってくださいました。その功績は顕著なものであります。以上です。

教育長（角田博之）

何かご質問等はございますか。

全委員

異議なし

教育長（角田博之）

ご異議ございませんので、議案第33号「玉村町伝統文化保存継承功労者表彰について」承認とさせていただきます。ありがとうございました。

これで、ご用意しました議題は終了となります。

日程第7 その他

1) 報告連絡事項

・台風19号における避難状況について

学校教育課長より、開設された避難所の避難者数一覧を基に報告あり。

572世帯、1,603名避難。

今後の課題を町として検討していく旨の報告あり。

・**児童生徒に寄り添う指導の徹底について**

学校教育課長より、群馬県教育委員会義務教育課より通知された「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」を基に、小中学校長・幼稚園長に依頼した学期末の指導についての通知の報告あり。

内容：「児童生徒に寄り添う指導」

「学校組織としての連携と対応」

「相談体制の充実」

「関係機関との連携」

児童生徒が安心かつ意欲的な学校生活を送れるよう指導の依頼をした報告あり。

2) その他

教育長（角田博之）

その他としまして、教育委員さんから何かありますか。

全委員

特になし

教育長（角田博之）

ありがとうございました。これで、11月教育委員会定例会を終了といたします。